

が、指定せられたる諸氏の内には平素根本的に吾人と國家及び産業に關する主義主張を異にし多數の譁撃なる労働者の精神を代表するものと認め得ざる組合の幹部ありて豫め十分な準備と諒解なくして今日急にこれ等の諸氏と會談するも相互の感情を離反し延いてます、事端を察からしむるに止まり會議の目的を達し得ざるべきを思量するを以て出席方を快諾し得ざるを遺憾とす。

依つて同日は、労働組合側及中立側のみ依つて懇談會を行ふ餘儀なきに至つたが、其後、昭和六年一月十七日、内相は資本家側のみを招待して、その意見を徴した。資本家側の意見の内容に就ては、第十八回大會報告書に記載せる労働組合法に對する資本家團體の反對意見の反復に過ぎないから、こゝに再びこれを記載する必要もあるまい。斯くて、政府は、政府案に對する改惡の口實と機會を發見するに努力するものゝ如くであつたが、二月十三日果然、安達内相、江木鐵相の手に依つて、その改惡案に關する承認を経て、愈々議會に提出する運びとなつたのである。該案は、本報告書附録に採録してあるから参照され度い、該案の改惡されたる主たる要點は、左の如くである。

改惡點比較

<p><b>政府原案（社會廳案）</b></p> <p>第一條 本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善を目的とする労働者の團體又は其聯合を謂ふ。労働組合は前項に掲ぐるものゝ外組合員の共済、修養其他共同利益の保護増進を目的となすことを得。</p>	<p><b>改惡政府案</b></p> <p>第一條 本法に於て労働組合と稱するは労働條件の維持改善及組合員の共済、修養其他の保護増進を目的とする同一若しくは類似の職業若しくは産業の労働者の團體又は其團體の同一若しくは類似の職業若しくは産業に依る聯合團體を謂ふ。</p>	<p><b>改惡の要點</b></p> <p>(イ)労働組合の目的を労働條件の維持改善と共済、修養其他と不可分のものとして掲げて居る。 (ロ)合同労働組合を認めず、各種職業及び各種産業労働組合の聯合體を認めない。但し附則に於て、本法施行の際現在するものだけは認めることとなつて居る。</p>
--	---	---

<p>第十條 労働組合は労働者に非ざるものと雖も左に擧ぐるものを組合員となすことを得。</p> <p>一 當該組合の役員又は役員たりしもの。</p> <p>二 組合の決議に依り加入を認められたるもの。</p> <p>なし</p>	<p>第十條 労働組合は同一又は類似の職業又は産業の労働者に非ざる者と雖も、左に掲ぐる者を組合員となすことを得。</p> <p>一 當該組合の役員又は役員たりしもの。</p> <p>二 同一又は類似の職業又は産業の労働者たりしもの。</p>	<p>所謂「第三者」の組合指導者たることを制限せんとして居る。</p>
<p>第十三條 労働組合の役員又は組合員が労働條件の維持改善に關し勸誘其他の方法に依り他人をして労働を停廢せしめ又は雇傭契約を解除せしめ若しくは締結せざらしめたるに因り損害を生ぜしめたる損害に付ては労働組合、其役員及組合員は賠償の責に任ぜず。</p>	<p>第十三條 労働組合は衆議院議員又は北海道會、府縣會、市會、町村會其他之に準ずべきもの、議員の選舉運動に關し、費用を支出し又はその費用に充つる爲め組合員より金銭を徴收することを得ず。</p>	<p>労働組合の政治行動を束縛する新條項を設定した。</p> <p>労働組合が労働争議に依る損害賠償をせしめらるる危険が生じた。</p>

議會に提出せる

以上の改惡案に就ても、資本家團體は依然反對運動を猛烈に續行したが、政府は取敢へず二月二十五日衆議院に上提したのである。安達内務大臣の提案理由説明左の如くである。